

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（携帯品の無条件免税） 14－11 法第14条第 7 号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。 (1)～(3) （省略） (4) 本邦に入国する者が携帯して輸入する加熱式たばこについて、規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 1 号及び第 5 号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、同表の第 1 号については小売用として個装された箱又はパッケージ（以下「個装等」という。） 3 個、同表の第 5 号については個装等10個とする。 (5)～(9) （省略）	（携帯品の無条件免税） 14－11 法第14条第 7 号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。 (1)～(3) （同左） (4) 本邦に入国する者が携帯して輸入する加熱式たばこについて、規則第 2 条の 4 第 2 項の表の第 1 号及び第 5 号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、同表の第 1 号については小売用として個装された箱又はパッケージ（以下「個装等」という。） 3 個、同表の第 5 号については個装等10個とする。 <u>ただし、平成30年10月 1 日から令和 3 年 9 月30日までの間は、同表の第 5 号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、個装等 20個とする。</u> (5)～(9) （同左）